

一般財団法人 長野県資源循環保全協会長 様

長野県環境部長

「長野県優良産廃処理業者認定制度の手引」の改正について（通知）

日頃より、本県の廃棄物行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年環境省令第 5 号）が令和 2 年 2 月 25 日に公布され、その一部が同日から施行されたのに伴い、当該改正のうち公布日から施行される部分について、標記手引を下記のとおり改正しました。

については、貴協会員への手引改正に係る周知について御配意願います。

記

1 改正の概要

施行規則において、現に許可を受けている者が当該許可の更新期限の到来を待たずして優良産廃処理業者としての許可の更新を受けるための申請を行うことが可能となり、その場合には、当該許可の前に受けていた許可の有効期間も含めた直近の 5 年間に於いて特定不利益処分を受けていないことをもって遵法性に係る基準を満たすこととされたことに伴う、所要の改正

2 留意事項

(1) 特定不利益処分を受けていないことが必要な期間の例

- ① 現行許可の有効期間が令和元年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までである者が、令和 3 年 6 月 30 日に、更新期限の到来を待たずして優良認定を伴う許可更新を申請した場合
⇒ 平成 28 年 7 月 1 日から令和 3 年 6 月 30 日まで
- ② 現行許可の有効期間が令和元年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までである者（優良認定業者）が、令和 7 年 6 月 30 日に、更新期限の到来を待たずして優良認定を伴う許可更新を申請した場合
⇒ 令和元年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで

(2) 誓約書（様式第 3 号）の記載方法

現在、誓約書には、特定不利益処分を受けていない期間として、現行許可の開始日と終了日を記載していただいておりますが、更新期限の到来を待たずして優良認定を伴う許可更新を申請した場合には、上記(1)の例にならい、期間の末日は申請の日付とし、始期はその 5 年前の日又は現行許可の開始日のうち前の日付を記載してください。

長野県 環境部 資源循環推進課 廃棄物審査係
（課長）伊東 和徳 （担当）犬飼 琢生
住 所 〒380-8570
長野市大字南長野字幅下692の2
電 話 026-235-7164（直通）
FAX 026-235-7259
E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp